

議事日程 (第3号)

平成26年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 中間市農業委員会委員の推薦
- 日程第 2 第42号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第43号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第44号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 5 第45号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- (日程第2～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第46号議案 中間市政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第48号議案 中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第49号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第50号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (日程第6～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第51号議案 中間市土地開発基金条例を廃止する条例
- (日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第52号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- 日程第13 第53号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例
- (日程第12～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第54号議案 権利の放棄について
- (日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第55号議案 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

- (日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 請願第2号 中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願
(日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 農業・農協改革に関する意見書
第20号
(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 佐賀空港へのオスプレイ配備に反対する意見書
第21号
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 消費税10%への増税中止を求める意見書
第22号
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 政党助成金の撤廃と企業・団体献金の禁止を求める意見書
第23号 見書
(日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第21 意見書案 地域の中小企業振興策を求める意見書
第24号
- 日程第22 意見書案 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書
第25号
(日程第21～日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 片岡 誠二君

19番 米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
総合政策部長	柴田精一郎君	市民部長	高橋 洋君
保健福祉部長	白橋 宏君	建設産業部長	後藤 哲治君
教育部長	松尾 壮吾君		
環境上下水道部長			永野 博之君
市立病院事務長 ...	芳野 文昭君	消防長	須本 弘幸君
総務課長	園田 孝君	財政課長	田代 謙介君
企画政策課長	藤崎 幹彦君		
世界遺産推進室長			安永日出男君
人権男女共同参画課長			蛙田 由美君
健康増進課長	岩河内弘子君	介護保険課長	小南 敏夫君
土木管理課長	藤田 晃君	産業振興課長	古賀 敬英君
生涯学習課長	木森 光彦君	下水道課長	濱田 孝弘君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君	書 記 岡 和訓君
書 記 船元 幸徳君	書 記 熊谷 浩二君

午前 9 時 59 分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は 19 名で定足数に達しておりますので、これより、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

12 月 10 日に開催されました産業消防委員会で原田隆博君が委員長を辞任され、新たに佐々木晴一君が産業消防委員会委員長に当選されました。

また、総合政策委員会で中野勝寛君が副委員長を辞任され、新たに山本慎悟君が総合政策委員会副委員長に当選されました。

また、議会運営委員会で佐々木晴一君が委員長を辞任され、新たに小林信一君が議会運営委員会委員長に当選されましたのでご報告いたします。

日程第 1. 中間市農業委員会委員の推薦

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1、中間市農業委員会委員の推薦を議題といたします。

原田隆博君の辞任に伴い欠員となりました中間市農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市農業委員会委員に掛田るみ子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました掛田るみ子さんを、中間市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました掛田るみ子さんを、中間市農業委員会委員に推薦することに決しました。

日程第 2. 第 42 号議案

日程第 3. 第 43 号議案

日程第 4. 第 44 号議案

日程第 5. 第 45 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、第42号議案から日程第5、第45号議案までの平成26年度各会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第42号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ680万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,010万円とするものです。

まず、歳入の主なものとしては、財政力の弱い市町村が行う地域活性化事業に対し国から交付される「がんばる地域交付金」が1,990万円、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行う市町村事業に対し県から交付される「地域少子化対策強化交付金」が560万円それぞれ追加されており、また、避難体制の整備が困難な指定緊急避難場所や指定避難所に対する県の助成事業である「市町村避難体制整備支援事業助成金」が300万円増額されております。

次に、歳出の主なものは、総務費において少子化対策の一環として結婚予備校の開校や結婚応援団の推進を行う地域少子化対策強化事業に係る委託料が560万円、地域活性化策として2月に行うイルミネーションイベント事業に係る委託料が160万円、それぞれ追加されております。

また、消防費において自主防災組織設立に伴う資機材購入費として80万円が、教育費において来年度の小学校教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費として970万円が、それぞれ増額されております。

討論において委員から「社会保障・税番号制度については、社会保障が切り捨てられるおそれがあるため反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第42号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第43号議案並びに第45号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４２号議案平成２６年度中間市一般会計補正予算（第４号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、生活保護費国庫負担金確定に伴う返還金として１億２，９１０万円が計上されております。

徴税費では、固定資産税課税システム修正委託料として、６８０万円が計上されております。

民生費の児童福祉費では、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として１４０万円、一時預かり事業費補助金として１００万円が計上されております。

生活保護費では、生活保護費の受給者数の低下及び医療扶助費の大幅な減額により、１億６，７００万円が減額されております。

次に、歳入の主なものは、生活保護費国庫負担金が、１億２，６００万円減額され、保育緊急確保事業費国庫補助金が２，１４０万円増額されるなどしております。

合計で、国庫負担金は１億２，５００万円の減額、国庫補助金は、１，２５０万円の増額、県負担金は４９万円の増額、県補助金は、１４０万円の減額となっております。

次に、第４３号議案平成２６年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、国の特別調整交付金のうち、結核性疾病、精神病にかかわる交付金の申請のための交付申請支援サービス委託料として２１０万円、一般被保険者療養費として１，７８０万円、介護納付金として４９０万円、平成２５年度補助金確定に伴う償還金利子及び割引料として４，４９０万円が追加され、また、支出額確定に伴い、老人保健拠出金が３００万円、後期高齢者支援金等が５９０万円減額されております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国庫負担金４４０万円、国庫補助金３，８６０万円、歳入欠かん補填収入１，７３０万円が追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ６，１５４万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ７２億７，１２３万円とするものです。

次に、第４５号議案平成２６年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、保険事業勘定では、人事異動等に伴い、人件費として２２０万円、介護保険報酬の改定に伴うシステム改修費として６４０万円などが追加されております。

また、介護サービス事業勘定の歳出といたしまして、新予防給付ケアプラン作成件数が当初の見込みより増加したことに伴う委託料の増加により居宅支援事業費が、３７０万円追加されております。

次に、歳入の主なものは、保険事業勘定の歳入といたしまして、介護保険料６０万円、国庫補助金１７０万円、一般会計繰入金７３０万円が追加されております。

また、サービス事業勘定の歳入といたしまして、居宅支援サービス計画費が３７０万円

追加されております。

以上により、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ９８６万円、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ３７４万円が追加され、予算の総額を４６億７，６２７万円とするものです。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第４２号議案、第４３号議案、第４５号議案は全て全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第４２号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第４４号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第４２号議案平成２６年度中間市一般会計補正予算（第４号）につきまして申し上げます。

初めに、歳入の主なものとしては、農地台帳システム整備事業補助金として８２万円、多面的機能支払推進交付金として１５万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、各款において、人事異動等に伴う人件費の調整が行われております。

農林水産業費では、農地台帳システム保守委託料として８２万円が計上されております。

土木費では、北九州市及び鞍手町との行政境に中間市へのウェルカム看板を設置する経費として５５万円が計上されております。

次に、第４４号議案平成２６年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

初めに、歳入の主なものは、賦課対象面積が増加したことにより受益者負担金１，７２０万円が増額されています。また、この増収に伴い、一般会計からの繰入金１，１２０万円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、一括納付件数が増加したことにより、受益者負担金報償金４７０万円が増額されております。また、人事異動等に伴い人件費の調整が行われております。

以上により、歳入歳出それぞれ５９９万円を増額し、予算の総額を２２億６，７８６万円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決しました結果、第４２号議案及び第４４号議案は、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第42号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党市議団を代表して、反対討論をいたします。

歳入の13款2項5目2節の総務管理費補助金として国から98万1,000円の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を受け入れています。また、歳出では、電算管理費として同額を支出をする予定です。共通番号の統一化のためとの説明がなされました。この社会保障・税番号制度システムは、赤ちゃんからお年寄りまで、日本の居住者全員に政府が識別番号をつけて、税金や社会保障情報を管理する仕組みをつくるものであり、このような形で政府が膨大な個人情報を一元的に管理する仕組みは、情報漏えいによるプライバシーの侵害や犯罪利用等に使われ、取り返しのつかない事態となる危険性を持っています。もともと民主党政権下でも、マイナンバー法案として提出されましたが、国民的な批判の広がりの中で、審議入りすらできなかったものです。それを十分な審議もなく、急遽つくり直したのがこの番号制度法案であります。税と社会保障の一体改定を進める上で、給付の適正化と制度運営の効率化をうたい文句としていますが、結局は社会保障の抑制、削減を目指すものです。また、経団連等の財界の要求に従って、個人番号の民間企業への利用拡大を検討する期間を1年間前倒しをしたことも重大です。これでは、個人情報を企業のもうけのために利用する道を切り開いたとも言えます。

安倍内閣は、2015年10月から、個人番号と氏名、住所、生年月日、性別が一体となったカードを全員に送り、2016年には顔写真やICチップも入った個人番号カードを本格的に導入する構えです。このような手法は国際的にも例がなく、情報管理のあり方として非常に危険です。

特に、憲法の解釈を一内閣の閣議決定で強行するような今の政府に、我々の大切な個人情報を一任するわけにはまいりません。

以上のことから、今回の条件整備の補正予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第42号議案から第45号議案までの平成26年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第42号議案平成26年度中間市一般会計補正予算(第4号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第４５号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 ６．第４６号議案

日程第 ７．第４８号議案

日程第 ８．第４９号議案

日程第 ９．第５０号議案

日程第 １０．第５６号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第６、第４６号議案から日程第１０、第５６号議案まで条例改正５件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４６号議案及び第５０号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第４６号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、本市政治倫理審査会の審査意見に基づき、資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の提出義務者を議員にまで拡大するとともに、市長等及び議員の配偶者及び１親等の親族が、本市の行う請負契約、委託契約及び物品納入契約から辞退することについて、これまで努力義務となっていたものを義務化するものであります。

なお、条例の施行日は平成２７年４月１日となっております。

討論において委員から「入札に参加する入りの時点で規制をかけていけるような制度にするべきではないか」との意見がありました。

次に、第５０号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、来年度に予定されております遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録に向け、増加が見込まれる観光客の対応やポンプ室の保全のため、地域交流センターに世界遺産推進室の機能を移し、観光の拠点とするものです。また、地域交流センター、歴史民俗資料館、西部出張所の開館時間を午前９時から午後６時までに、休館日を毎週火曜日に、それぞれ統一するものであります。

このことにより、時間外や休日においても住民票の写し等の取得が可能になるなど、市民サービスの向上が図られることとなります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第４６号議案、第５０号議案ともに全員賛成

で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４８号議案及び第４９号議案並びに第５６号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４８号議案中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、近年の医療の高度化により、国民健康保険被保険者が高度な診療を受けることが可能になり、現在の貸付限度額では対応できないケースが出てきていることから１件当たりの貸付限度額を１００万円から２００万円に引き上げるものです。

また、限度額適用認定証の運用により、高額療養費支払資金貸付基金の利用者及び貸付額が減少しており、基金を運用するに当たりまして、不用額が発生していることから、基金総額を１，０００万円から５００万円に引き下げるものです。

なお、施行日につきましては、平成２７年４月１日となっております。

次に、第４９号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

本市の特別会計国民健康保険事業につきましては、累積赤字が、１２億５，０８０万円という状況でございます。この赤字の主な原因といたしましては、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援分及び介護納付分の税収が不足していることが上げられることから、後期高齢者支援分及び介護納付分にかかわる国民健康保険税の改定を行うこととされました。

今回の件で諮問されておりました、国民健康保険運営協議会からは、低所得及び中間所得層を考慮した国民健康保険税の改定を行い、なお歳入が不足する部分については、一般会計からの法定外繰り入れを行うよう強く要請するという答申がなされたことから、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額所得割額の税率等の引き上げなどを行うものです。

今回の改正により平成２７年度におきましては、約７，０００万円の歳入増額が見込まれますことから、単年度赤字の削減を行い、国民健康保険事業の適正化を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、平成２７年４月１日となっております。

討論において、委員から「もともと国民健康保険制度で赤字が出る原因は、国からの補助金が減額されたことによるものであり、ほかの自治体では一般財源からの繰り入れで赤字を減らしている。また、年金が減額され、国民健康保険加入世帯の所得も低く、苦しい生活を強いられている中で、国民健康保険税の値上げはすべきではない」との意見があり

ました。

次に、第56号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

改正の主な内容は、健康保険法施行令におきまして、産科医療補償制度の掛金は、保険者が定める額と規定されておりますが、本年7月に厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の中で掛金の見直しが行われ、掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられました。この影響による出産育児一時金の減額を避けるため、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金が39万円から40万4,000円に引き上げられましたことから、条例においても同様の改正を行うものです。

なお、施行日につきましては、健康保険法施行令の施行日に合わせて、平成27年1月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第48号議案、第56号議案は全員賛成で、第49号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第46号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例に対して、意見を付して賛成いたします。

今回の改定案では、中間市が行う物品納入契約について、市の行う工事等の契約と同じように、議員の関係する1親等までの契約について、今まで努力義務であった辞退について、辞退することを義務化するものです。

我が党議員のこの条例内容での質疑への答弁にあったように、入札そのものに参加する権利まで制限することは、憲法に抵触するためできないということです。そのため、この条例の適用内容を見ますと、入札までは参加できるが、それを落札しても物品納入ができないということになります。これは、入り口は自由だが出口はないということになり、甚だ不自然な法の適応であると言わざるを得ません。全国的な法の実施状況を見ますと、このような不自然な状態を回避するため、入り口において、本人の意思による辞退届を出させている自治体もあります。自治体は請負契約の申し入れを辞退した会社とは契約を結びません。本人からの辞退であれば憲法に抵触することはありません。細かい内容について

は今後の検討を要しますが、中間市においても、今回の条例改定後のこのような状態を回避するため、入り口問題についても検討することを求めて、意見を付して賛成するものがあります。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

第４６号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例に対し、公明党市議団を代表して討論を行います。

ご存じのように、政治倫理条例は、政治に携わる者が市民全体の代表者として、誠実かつ公正に職務を遂行し、自己または特定の者の利益を図ることのないよう守り、行うべきことを定め、戒めるための条例です。

私ども公明党市議団は、政治倫理条例改正案を作成し、本年９月、議長にお預けいたしました。しかしながら、議会で話し合いの場を設けることもなく、執行部提案として本議会に提出されていることに大変落胆しております。本来、政治倫理条例は、政治に携わる当事者である議員みずからが討議を重ね、提案すべきものであり、このたびのように執行部提案でなければ改正ができないというのは、中間市議会として恥ずべきことではないでしょうか。

本改正案が議会からの提案でない点及び資産公開と契約自体の対象範囲等、十分とは言えず、不満は残るところであります。長年、手をこまねいてきた中間市政治倫理条例の改正であり、大きな前進であると受けとめ、賛成とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論ありませんか。青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

第４９号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

この条例は、国民健康保険財政がこの５年間の平均でも、年間９，９００万円の赤字であり、これ以上の累積赤字をふやすことはできないとして、年７，０００万円の国保税の値上げをするというものです。

国保の加入者は、自営業者や年金生活者、近年は非正規労働者もふえています。国保加入者の所得は１９９０年（平成２年）１世帯２７６万５，０００円が、２０１０年１４１万６，０００円で、約１３５万円も所得が減っています。年金は、昨年１０月から２．５％の引き下げ、消費税は４月から８％に増税、１年半後には１０％に引き上げられます。さらに、来年は介護保険料が改定されます。また、円安で食料品など日常生活に欠かせない物価の値上がりがめじろ押しです。

このような状況のもとで、国保税の引き上げはやめるべきです。

国保財政の赤字の原因は、国の国保に対する負担が、１９８４年の５０％から、現在の２３％まで削減されたからです。全国の市町村の国保の赤字の総額は３，０００億円ですが、多くの自治体が一般会計の法定外繰り入れで赤字を補填しています。近隣の北九州市や遠賀４町でも繰り入れをして、赤字を出さない対応をしています。中間市も多くの自治体を実施しているように、財政調整基金を活用して国保の赤字を補填するなど、財政運営を見直すべきです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第４６号議案から第５６号議案までの条例改正５件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第４６号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、第４６号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４８号議案中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第４８号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４９号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第４９号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５０号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第５０号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５６号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第５６号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１１．第５１号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１１、第５１号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５１号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市土地開発基金は、平成４年から公用もしくは公共の用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的として運用されてきました。

しかし近年は公共事業の減少や地価の下落といった社会情勢の変化により、公共用地の取得についても基金による先行取得の必要性がなくなっており、その目的を終えたものと判断されることから、当基金を廃止するものであります。

なお、条例の施行日は平成２７年３月３１日とし、当基金の現在高３，９００万円は全

額一般会計へ繰り入れる予定となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第51号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 第52号議案

日程第13. 第53号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第12、第52号議案及び日程第13、第53号議案の条例制定2件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案及び第53号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の、第52号議案中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び第53号議案中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例につきましては、関連しておりますので、一括して申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、平成２５年９月１３日に公布されました、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法の改正がなされたことによるものでございます。

内容につきましては、第５２号議案については、介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関して、国の基準を基に市独自の内容を設け、地域の実情に応じた条例を制定するものです。

また、第５３号議案については、地域包括支援センターの職員等に係る基準に関して、同じく国の基準を基に市独自の内容を設け、地域の実情に応じた条例を制定するものです。

なお、施行日につきましては、第５２号議案、第５３号議案ともに平成２７年４月１日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第５２号議案、第５３号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

議題のうち、まず第５２号議案中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第５２号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５３号議案中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 第54号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第14、第54号議案権利の放棄についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長(佐々木晴一君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第54号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

中間市土地開発公社の解散について、第三セクター等改革推進事業債を活用するためには、この事業の要件として、中間市土地開発公社の借入金の償還に要する経費を設立団体である中間市が代位弁済し、中間市土地開発公社は保有している土地で代物弁済を行い、差額が生じた場合は、地方自治法第96条第1項第10号の規定による債権の放棄の議決が必要となっております。

このたび、中間市が支払う代位弁済額は3億9,602万円であり、代物弁済額2億47万円との差額1億9,555万円が債権放棄額となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、第54号議案権利の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第15. 第55号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第15、第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提案されております許可申請は、中間市土地開発公社の解散に伴い、本市がその元金及び利子の支払いを保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるため、地方財政法第33条の5の7第1項の規定による第三セクター等改革推進債を起債するものに当たり、福岡県知事に許可を申請するものであります。

なお、起債の限度額は3億9,600万円、利率は年1.5%以内とし、償還期間等は借入先の定める条件によるものとされております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第16. 請願第2号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第16、請願第2号中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第2号中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は、3,122名の署名を添えて提出されたもので、第49号議案にも関連しているものでございます。

請願の趣旨としましては、国民健康保険税の税率の見直しについて、中間市の累積赤字の原因は、他市町が行ってきた一般財源からの法定外繰入を行っていないからで、これを国民健康保険加入者の負担で補おうというには無理があること。また、年金の値下げ、消費税の増税などにより市民にこれ以上の負担を求める状況になく、地域経済に及ぼす負の影響も多大であることから、国民健康保険税の値上げを行わないこと及び毎年、赤字相当分の一般会計からの法定外繰入を実施することの2点について求めるものでございます。

討論において、委員から、「1カ月足らずで3,122名の署名が集まったように、「今なぜ値上げをするのか」という声がたくさん上げられていることから賛成する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、請願第2号は、賛成少数で不採択とすべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

請願2号につきましては、既に45号議案の可決により決しています。値上げをしないでほしいという市民の願いは否決をされてしまいました。非常に残念であります。この請願署名はわずか10日間余りの間に3,122筆、その後も64筆の追加がありましたが、その期間の短さの割には提出筆数の多いことから、市民の皆さんの値上げをしないでほしいという思いがひしひしと伝わってまいります。しかし、この値上げの実施は来年の4月からです。まだ時間もありますので、再度、市民の皆さんの値上げ反対の声を代弁して請願への賛成意見を申し述べ、議員の皆さんのこれからの再考を求めます。

今回の国保税値上げの理由として一番強調されているのが、国保財政の赤字ということです。赤字だから広域化までの間にこれ以上の赤字を積み上げたくない、そのために国保税の値上げをお願いしたいということです。また、一般質問の中で、日本全国では、一部の都市部に赤字が集中しているために全体の繰入額もそれを除けば大した額ではないという答弁もなされています。

国内では、全ての自治体が赤字というわけではありません。繰り入れをする必要のないところもあります。また、中間市のような多額の累積赤字でない自治体も多くあります。しかし、多くの自治体では赤字を出さないためにその都度一般会計からの法定外繰入を全国約7割の自治体で実施をしています。また、大都市に赤字が集中しているのもこれは事実です。東京都では、1人当たり3万円を超える繰り入れをしています。それで、総額として、中間市とほぼ同じ額の赤字が残っています。人口1,300万人からすれば、ほとんど赤字はない状態といえます。問題は、中間市のように赤字なのに何も対処をしていないことです。日本中に目を向けるまでもなく、近隣の北九州市や遠賀4町並みに繰り入れを実施していれば本来起こらなかった赤字ということです。だから、赤字を理由に値上げというのは、少しおかしい主張ではなかということをお願いしたいのです。

国保の加入者は、年金生活者や失業者、非正規等の半失業者と低所得者が集中しています。また、所得に占める保険税の負担割合は、他の制度の倍以上にも及んでいます。もともと負担能力に乏しいわけです、ですから、多くの自治体がここに負担軽減の対応として繰り入れをしているわけです。繰り入れをしない議論として、税の使い方の不公平ということも言われました。しかし、不公平をいうのなら、今までの構成員の生み出した赤字を今から入る人々に求めることも不公平と言わなければなりません。退職後はほとんどの人が国保です。そして、この値上げのもたらす最大の問題は、市内経済への影響という問題です。

今、4月からの消費税の引き上げで国内景気は低迷をしています。7月から9月の第2期の景気の動向は、第1次の発表、マイナス1.6%が、第2次の発表、1.9%への変

更発表まであり、景気がなお一層低迷していることを警告をしています。国は、このような状況から、消費税の８％から１０％への引き上げをあえて１８カ月間延期をしました。来年４月からは介護保険料の改定や、軽自動車税等の引き上げ、そして来年１月からは円安の影響から諸物価の引き上げが次々に予定をされています。何もこんな時期に国保税の値上げはないと思います。それが多くの市民の皆さんの率直な意見ではないでしょうか、再度、国保税の引き下げを求める市民の皆さんの声に賛同し、値上げをしないことへの賛成意見を申し述べて発言とさせていただきます。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより請願第２号中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、請願第２号は不採択とすることに決しました。

日程第１７．意見書案第２０号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１７、意見書案第２０号農業・農協改革に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

農業・農協改革に関する意見書について、提案理由の説明をいたします。

政府は、６月２４日に農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のため、ＪＡの機能強化・独自性の発揮が必要として、ＪＡグループの自己改革を前提に、ＪＡの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等の方針を打ち出した。

しかし、ＪＡグループがこれまで連携して取り組んできた水田農業を初めする農業政策の推進、担い手の育成、農畜産物ブランドづくり等の取り組みの意義に鑑みると、今後、この方針に沿い農協改革を進めるに当たっては、これまでのＪＡグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、ＪＡグループの自律的改革を強く後押しす

るものとする必要がある。

よって、政府におかれましては、農業者の相互扶助を目的として自主的に設立された協同組合であるＪＡに対して強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の意思に基づく自律的改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないよう、特段の配慮を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。意見書提案理由の説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第２０号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

農業・農協改革に関する意見書案に対する賛成討論を行います。

我が国の農業の危機が叫ばれ、安全な食糧の安定供給が国民の高い関心と要求になってから長い年月が経ちました。が、何ら改善されないどころか、一層状況は悪化しています。その原因は、自民党を中心とした歴代政府が進めてきた農業、貿易政策にあります。輸入自由化で外国の農産物が国内に氾濫し、競合する国内生産が縮小させられ、生産者価格の低下で農家と農村経済が大打撃を受け、若者を中心に大量に人口が流れ出しました。それは、食糧の生産・供給だけでなく、水田の減少、荒廃による環境悪化、中山間地域を初め農村集落の崩壊など、国民にとっても重大な問題となっています。

ことは、国連が決めた国際家族農業年です。家族労働を主体とした多様な家族経営の発展こそ食糧の保障、農村社会の安定に欠かせないことを強調し、多様な家族経営への援助、適切な投資こそ、国際的な課題として位置づけています。日本の農業、食糧、地域の危機を打開するためには、家族経営とその共同を基本とした多様な担い手が意欲をもって生産に励むとともに、それを支える農協や農業委員会などが積極的な役割を果たすことこそが必要であります。

T P P 環太平洋連携協定で、その交渉で、アメリカの要求を受け入れることを前提に、民間企業が障壁なく農業に参入でき、企業が最も活動しやすい国にする上で、その障害となる農地制度や農業者の自主組織である農協、公選制の農業委員会を事実上解体することが財界を中心に提起されていますが、6月24日の閣議決定は、これら財界やアメリカの要求を全面的に受け入れたものであると言わざるを得ません。農業者の相互扶助を目的として自主的に運営をしてきたこれらの組織の解体を求めた規制改革は、戦後確立してきた家族農業とその共同を基本とする農政のあり方を根底から覆すものです。断じて容認できるものではありません。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第20号農業・農協改革に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 意見書案第21号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第18、意見書案第21号佐賀空港へのオスプレイ配備に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第21号佐賀空港へのオスプレイ配備に反対する意見書案の提案説明をいたします。

防衛省が佐賀県に要請をした計画によりますと、現在、民間専用空港である佐賀空港に陸上自衛隊が導入するオスプレイ17機の配備、さらに陸上自衛隊目達原駐屯地のヘリ50機の移駐等により最大70機の駐機場と関連施設の整備、米海兵隊の空港利用が提案をされています。

もともと佐賀空港は県が管理する空港であり、2010年の民主党政権下での普天間からの移駐案に対しても、県議会、市議会ともに反対決議を可決をしている空港です。また、開港時に日本一の海苔の生産組合である有明漁協と県は、自衛隊と共用しないとの覚書を

交わしています。今回の国のこの計画は、佐世保に予定をされている水陸機動団との連携を想定したものであり、大分県の日出生台演習場の訓練との連携も想定したもので、日本版海兵隊の創設を狙ったものです。主に、尖閣諸島を念頭に置いた離島奪還作戦を想定しており、中国を敵国とみなしての動きであります。

佐賀県は、一方では、中国人観光客の誘致に必死であり、県内観光地には中国語での歓迎の表示が至る所でなされています。

このように、観光面では歓迎しながら、軍事的には敵視するという矛盾に満ちた対応をしています。これでは、中国との本当の交流はできないのではないのでしょうか。また、配備予定のオスプレイはとんでもない欠陥機であり、安全のために欠くことのできないオートローテーション機能、つまりエンジン停止状態でも安全に着陸するための機能の欠如という欠陥は、防衛省の規定する「航空機の安全確保に関する訓令」にも違反をしています。沖縄では、ヘリモードの飛行は基地内に限っていますが、実際には飛行モードの変換に5キロから10キロメートルを要するために、ほとんど基地の外でのヘリモードでの飛行が常態化をしています。現在までのオスプレイの事故による死者は38名にも上り、毎年どこかで事故を起こしている状況です。

佐賀県は、熱気球の世界大会も予定をされている平和観光都市です。ここに軍事基地は適さないと思います。また近くには玄海原発も立地をしています。もし原発に墜落ということになりますと、九州全域はおろか日本全体が放射能の被害下に入り大変な事態となります。このような危険きわまりない計画は即刻中止をすべきだと思います。

以上により、このような危険なオスプレイの佐賀空港への配備の中止を求めて、提案説明を終わります。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第21号佐賀空港へのオスプレイ配備に反対する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第21号は否決されました。

日程第19. 意見書案第22号

○議長(堀田 英雄君)

日程第19、意見書案第22号消費税10%への増税中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

消費税10%への増税中止を求める意見書案の提案説明をいたします。

4月に消費税が5%から8%に増税され、市民生活と経済に大きな打撃を与えています。物価が上がり続ける中で勤労世帯の実収入のマイナスは連続11カ月、実質賃金のマイナスは連続16カ月と低迷が続き、増税の影響も加わって消費がより一層落ち込んでいます。地域の雇用や経済を支えている中小企業の中には、廃業や倒産する商店も生まれています。

総務省が発表しました5月の家計調査では、消費支出が前年同期比8.0%減り、東日本大震災が発生した2011年3月のマイナス8.5%以来の落ち込みとなりました。その落ち込みは7月になってもとまらず、7月の家計調査でも実質消費支出は5.9%も減少しています。2014年度4月から6月期の実質GDPは、東日本大震災以来のマイナス6.8%となりました。マイナス幅は四半期GDPとしてはリーマンショックや山一證券、北海道拓殖銀行破綻などに次ぐ5番目の大きさであり、消費税率を3%から5%に引き上げた直後、1997年4月から6月期の年率3.5%減をはるかに上回る深刻さです。特に、個人消費は増税前の駆け込み需要の反動を超え、統計上で比較可能な20年間で最大の悪化を示しています。また雇用者報酬の実質値もマイナス1.8%となり、リーマンショックの影響を受けた2009年1月から3月期を上回る落ち込みとなっています。さらに、内閣府が発表しました7月から9月期のGDPは、年率換算で1.9%減となり、2期連続のマイナスとなりました。

消費税は、これまで社会保障のため、国の財政再建のためとして導入され、税率が引き上げられてきました。しかし、本年度社会保障の充実に使われた予算は5,000億円しかなく、社会保障の相次ぐ負担増が市民を苦しめています。「年金の支給が減った」「介護保険料がふえたのに十分なサービスが受けられない」「70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられ、病院代が大変」など、悲鳴が上がっています。

今後も、病院のベッド数の削減、介護サービスの切り捨てのメニューがめじろ押しです。

こうした状況のもとでさらなる消費税の増税が行われれば、GDPの6割を占めている個人消費がますます落ち込み、経済状況のさらなる悪化は明らかです。消費税創設以来、26年間でその税収が282兆円に上りますが、ほぼ同じ時期に法人税は254兆円、所得税、住民税も248兆円も減ってしまいました。不況による税収の落ち込みに加え大企業や富裕層への減税が繰り返されてきたからです。消費税はその穴埋めに消えてしまいました。また、1998年から2010年の間に大企業の内部留保は117兆円も増加していますが、非正規雇用の拡大などで民間給与は29兆円も減少、経済の成長もとまりGDPも減少し、結果として税収も9.1兆円も減少する悪循環に陥っています。社会保障の拡充や財政再建に必要な財源は、消費税の増税に求めるのではなく、富裕層と大企業への優遇税制を改めて応分の負担を求めること、また、大企業の内部留保335兆円の一部を活用して大幅な賃上げと安定した雇用を実現し、景気を回復させて税収をふやすことです。

以上、趣旨説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第22号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第22号消費税10%への増税中止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116号の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。本案について、議長は可決と裁決いたします。

・

日程第20．意見書案第23号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第20、意見書案第23号政党助成金の撤廃と企業・団体献金の禁止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

政党助成金の撤廃と企業・団体献金の禁止を求める意見書の提案理由を申し上げます。

政党助成金が1995年に導入されてからことしで20年が経ちます。この間、6,300億円を超える政党助成金が各政党にばらまかれています。今年度、2014年度も約320億円が配分をされます。

このように、毎年何の苦労もなく国から巨額の助成金が民主主義のコストという名目で導入されたこの制度がカネに対する感覚を麻痺させ、政治腐敗を加速させ、日本の民主主義を崩壊しているということは明らかではないでしょうか。政治とカネの問題で同じ日に大臣が辞任をするという異常事態も起きました。その他の大臣にも、企業献金等の疑惑が次々と表面化し、この問題がとめどもなく広がりつつあることも示しています。もともとこの制度の導入の趣旨は、政治の浄化であり、そのためにも企業献金の禁止が強調されていました。

ところが、企業献金は継続され、政党助成金も支給され続けてきました。医療制度の改定による負担増、介護保険や年金の切り下げなど国民負担はますます大きくなっています。さらには、未曾有の東日本大震災による被害等はまだまだ回復されていない今日に、この政治とカネの問題を抱え込んだまま政党や国会議員が政党助成金を受け取ること、国民は到底納得できるものではありません。

よって、国会において次のことを強く求めるものであります。

政党助成金を直ちに撤廃し、その財源を社会保障や東日本大震災の復興など、国民の苦しみを和らげる施策へ振り向けることであります。

第2に、政治腐敗を加速させる企業団体献金を直ちに禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

どうぞ、議員諸氏のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第23号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第23号政党助成金の撤廃と企業・団体献金の禁止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第23号は否決されました。

日程第21．意見書案第24号

日程第22．意見書案第25号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第21、意見書案第24号及び日程第22、意見書案第25号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第24号と第25号の趣旨説明を行います。

まず、意見書案第24号地域の中小企業振興策を求める意見書案の説明を行います。

本年の円相場は1ドル100円前後で推移をしてきましたが、8月以降急速に円安が進行し、10月1日には一時110円台と、約6年1カ月ぶりの水準を記録いたしました。このところの過度な円安によって多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど、深刻な影響が懸念をされております。生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心です。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言えます。また、中小企業は、コスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられます。

このような過度の円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支える中小企業の活性化策や振興策が欠かせません。

よって、政府においては、地域の中小企業を守る以下の振興策を強力に推進するよう求

めます。

一つ、中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目のない支援体制を構築すること。

一つ、中小企業需要創生法によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿ったふるさと名物の開発、販路開拓支援を投資、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。

一つ、地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など、人手不足の抜本的解消のために対策を講じること。

次に、意見書案第25号「女性が輝く社会」の実現に関する意見書案の説明を行います。

政府が女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、2020年に指導的地位に占める女性の割合30%との目標を掲げ、女性活躍担当相を新設をいたしました。また、臨時国会には、女性の活躍推進法案を提出し、その取り組みの推進を国や地方自治体の責務と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしました。その上で、国や地方自治体に加え、従業員300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について、状況把握・分析し、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めてこれを公表すべきことを義務づけることとしました。加えて、国は公共事業の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会をふやすとしています。

今後、我が国が世界で最も女性が輝く社会を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ一層加速化しなければなりません。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、2020年に指導的地位に占める女性の割合30%との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。

2、非正規雇用の場合、本人の希望を尊重した雇用体制を整えること。

3、女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。

4、家庭生活と仕事を両立できるよう、長時間労働を是正し、育児・介護休業制度の抜本的見直しや子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。

5、働く女性が妊娠、出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティハラスメント（マタハラ）の撲滅に向け企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を

義務づけること。

6、子どもの医療や教育にかかる財政的支援や子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。

7、女性の健康の包括的支援法の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療、不育症による助成の拡充など、幅広い支援を一層拡充すること。

以上、意見書案2件につきまして、議員の皆様にご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

意見書案第24号地域の中小企業振興策を求める意見書案についての討論を行います。

中小企業は、企業の99.7%を占め、労働者のうち3人に2人が働いています。まさに地域経済の根幹となっています。ものづくりやサービスでの需要に応え、雇用を生み出している中小企業の役割は、ますます大きくなっています。

ところが、国家予算の一般歳出における中小企業対策費の割合は、1967年の0.88%をピークに減少し、今年度2014年度は0.33%と史上最低水準であり、半数の事業者が消費税を転嫁できていないという深刻なものとなっています。

今回提案されている中小企業へのさまざまな振興策の推進とともに、中小企業の経営を困難に陥れている消費税10%への増税を中止すること、この意見を付して賛成討論いたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。議題のうち、まず意見書案第24号地域

の中小企業振興策を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第25号「女性が輝く社会」の実現に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成26年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 小 林 信 一

議 員 井 上 太 一